

(所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千六年二月二日にロンドンで署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約(以下「条約」という。)及び二千十三年十二月十七日にロンドンで署名された条約を改正する議定書(以下「議定書」という。)に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

議定書第十四条3の規定に関し、議定書第二条の規定によって改正される条約第七条の規定は、次の利得について適用する。

- (a) 日本国については、二千十六年四月一日以後に開始する各課税年度の利得
- (b) グレートブリテン及び北アイルランド連合王国については、次の利得

(i) 所得税及び譲渡収益税に関しては、二千十六年四月六日以後に開始する各賦課年度の利得

(ii) 法人税に関しては、二千十六年四月一日以後に開始する各会計年度の利得

本使は、前記の了解がグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日に効力を生ずるものとするを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月二十二日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在

日本国特命全権大使 林 景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

外務閣外大臣 ヒューゴ・スワイア閣下

(英国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月二十二日にロンドンで

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
外務閣外大臣 ヒューゴ・スワイア

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国駐在

日本国特命全権大使 林 景一閣下